

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援策（国、自治体等） ～3月10日緊急対応策（第2弾）を追加～

国や自治体において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への各種支援策を拡充しています。主な施策は下記のとおりです(3月10日発表の内容を追加)ので、活用のご検討をお願いします。詳細は、経済産業省 HP に「支援策をまとめたパンフレット」が掲載されていますのでご覧ください。

〔問合せ先〕 (一社)九州経済連合会 総務広報部 立山、青松 TEL.092-761-4261

1. 資金繰り支援

《対象》中小企業・小規模事業者

① セーフティネット保証4号・5号（中小企業庁、最寄りの信用保証協会）

- 【4号】 新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化している中小企業を対象に、信用保証協会が一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。
（売上高が前年同期比▲20%以上減少等の場合）
*3月2日 全都道府県を対象地域に指定。
- 【5号】 特に重大な影響が生じている業種について、信用保証協会が一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。
（売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合）
*3月6日 宿泊業、飲食業、フィットネスクラブなど40業種を対象に指定。

② セーフティネット貸付の要件緩和（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）

- 2月14日より要件緩和し、「売上高が▲5%以上減少」といった数値要件に関わらず、今後の影響が見込まれる事業者も対象に含め、運転資金・設備資金を融資。

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業 4,800万円

【基準金利】 中小事業 1.11%、国民事業 1.91% ※期間・担保等により変動

③ 無利子・無担保融資（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）【追加】

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度の併用で実質的な無利子化を実現。
- 新型コロナウイルス感染症特別貸付

【融資限度額（別枠）】 中小事業 3億円、国民事業 6,000万円

【基準金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小企業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

- 特別利子補給制度

【利子補給】 期間：借入後当初3年間

補助対象上限：中小企業1億円、国民事業3,000万円

④ マル経融資の金利引き下げ（新型コロナウイルス対策マル経）【追加】

（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）

- 別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で 3 年以内、設備資金で 4 年以内に延長。

【融資限度額】 別枠 1,000 万円

【金利】 経営改善利率 1.21%（3 月 10 日時点）より当初 3 年間、▲0.9%引下げ

⑤ 衛生環境激変対策特別貸付（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）

- 新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業等で一定の要件を満たす場合、2 月 21 日より通常と別枠で特別貸付。

【融資限度額】 旅館業：別枠 3,000 万円、飲食店営業・喫茶店営業：別枠 1,000 万円

【基準金利】 1.91%又は 1.01% ※期間・担保等により変動

⑥ 各自治体における金融支援制度の要件緩和

- 中小企業向け金融支援制度において、融資対象事業者に「新型コロナウイルス感染症に起因した売上高の減」を追加して対応する自治体もあるので、各自治体の HP からご確認ください。

2. 設備投資・販路開拓

《対象》中小企業・小規模事業者

① 生産性革命推進事業（中小企業基盤整備機構）【追加】

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援。

- ものづくり・商業・サービス補助金

【対象】 中小企業・小規模事業者等

【補助上限】 原則1,000万円

【補助率】 中小1/2、小規模2/3

【公募開始】 2020年3月10日（火）17時～3月31日（火）17時（1次締切）

- 持続化補助

【対象】 小規模事業者等

【補助額】 ～50万円

【補助率】 2/3

【公募期間】 2020年3月10日（火）18時～3月31日（火）

【支給限度日数】 1 年間で 100 日、3 年間で 150 日

- IT 導入補助

【対象】 中小企業・小規模事業者等

【補助額】 30～450万円

【補助率】 1/2

【公募期間】 2020年3月13日（金）15時～3月31日（火）17時

3. 経営環境の整備

《対象》 大企業、中堅企業、中小企業・小規模事業者

① 雇用調整助成金の特例措置（最寄りの都道府県労働局）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が、一時的な休業等で労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の支給要件を緩和。
 - * 日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となる。

【助成率】 大企業は 1/2、中小企業 2/3

【支給限度日数】 1年間で 100 日、3年間で 150 日

② 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省）

- 臨時休業した小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

【支給額】 休暇中の賃金相当額 × 10/10（日額上限支給額 8,330 円）

【適用日】 2020 年 2 月 27 日～3 月 31 日に取得した休暇

③ テレワーク導入支援

● テレワークマネージャー派遣事業（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、WEB・電話によるコンサルティングを実施。

【相談実施期間】 2020 年 3 月 31 日まで（応募期限 3/24）

【支援回数】 1 団体あたり最大 3 回（1 回あたり最大 2 時間）

【費用】 コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

● 時間外労働等改善助成金特例コース／テレワークコース（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新設。

【事業実施期間】 2020 年 2 月 17 日～2020 年 5 月 31 日

【助成対象の取組】 テレワーク用通信機器の導入・運用 等

【支給額】 補助率 1/2（1 企業あたりの上限額 100 万円）

3. 相談窓口

① 経営相談窓口の開設（経済産業省）

《対象》 中小企業・小規模事業者

- 1 月 29 日より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等 1,050 拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

② 海外現地情報及びゼロ相談窓口

《対象》 大企業、中堅企業、中小企業・小規模事業者

- ジェトロ HP にて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介。（操業再開に向けた中国の省別支援策、ビジネス短報の発信、相談窓口開設）